

兵庫県神崎郡神河町基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成30年8月1日現在における兵庫県神崎郡神河町の行政区域とする。
概ねの面積は20,223ヘクタールである。

本区域は、下記の環境保全上重要な地域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
- ・自然公園法に規定する兵庫県立自然公園
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落
- ・環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- ・兵庫県レッドデータブックに掲載されている植物群落、生態系、地形、地質、自然景観

なお、本区域に自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は存在しない。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）
（地理的条件）

神河町は、平成 17 年 11 月に旧神崎町と旧大河内町が合併してできた町である。兵庫県の中央に位置し、北部は朝来市、東部は多可郡多可町、南部は神崎郡市川町、姫路市夢前町、西部は宍粟市と接している。町面積は 20,223 ヘクタールで、兵庫県の 2.4%を占める。また面積の大部分を山林が占めており、可住地面積は総面積の約 13%となっている。但馬・播磨の分水嶺の南側に位置し、播磨の奥座敷ともいえる位置にある。

町域の 90%近くが山林・原野であり、1,000m級の山や高原に囲まれている。町の中央を市川が南流し、越知川、猪篠川、小田原川、犬見川などの支流がこれに合流している。これらの河川沿いに 40 の集落と耕地が点在している。町南部の河川合流点付近には新規住宅地が形成され、転入者も増加しつつあり、比較的大きな集落が形成されている。総面積に対する田畑の比率は約 14%、宅地の比率は約 4%を占めている。

町の東部には、笠形山・千ヶ峰県立自然公園、西部には、峰山高原、砥峰高原、太田池などの豊かな自然景観を有しており、自然と親しめるレクリエーション拠点として「グリーンエコー笠形」「新田ふるさと村」「ヨーデルの森」「ホテルリラクシア」「ホテルモンテローザ」などの公設民営の観光・交流施設や宿泊施設などを整備し、都市住民との交流施策を展開する。

また、神河町は恵まれた自然環境の中、硬い岩盤に覆われた地震に強い地質と、分水嶺であり源流であることから名水と呼ばれる清流を有し、また 100 年に一回の大洪水とも言われた平成 6 年の洪水にも枯れることなく脈々と水流が確保された豊かな用水を有する地域であり、災害には非常に強い地域であると言える。

さらに、近年では、旧町合併後、積極的に生活基盤・農業生産基盤整備が進められ、平成 28 年度末現在、生活排水処理率は 100%で県平均の 98.7%を上回り、平成 29 年度末現在の農振農用地区域内のほ場整備は県内第 4 位の 96%の整備率である。

（インフラの整備状況）

1. 交通環境

町の中央部には南北方向に国道 312 号や中国縦貫自動車道、山陽自動車道への連絡道路となる播但連絡道路、東西方向には兵庫県道 8 号加美・宍粟線などのアクセス道路が整備されている。また、通勤・通学手段として、JR 播但線を利用することで姫路市まで約 40 分、大阪・京阪神地域まで約 1 時間半～2 時間という良好なアクセス環境を有している。

2. 大学・教育機関

神河町は母都市姫路市の後背地 40 分圏内にあり、近隣には「産学連携センター」を学内に設置する公立大学法人兵庫県立大学工学部及び環境人間学部、国際・地域交流が盛んな学校法人獨協学園 姫路獨協大学、看護ケアの新たな時代の要請に応える学校法人弘徳

学園 姫路大学、学校法人日ノ本学園 姫路日ノ本短期大学がある。また、高度研究機関が集積する播磨科学公園都市には、公立学校法人兵庫県立大学理学部もある。工業系高校では兵庫県立姫路工業高等学校、兵庫県立飾磨工業高等学校があり、さらに町内では兵庫県立神崎高等学校があり、周辺には、兵庫県立福崎高等学校、兵庫県立香寺高等学校、兵庫県立生野高等学校、学校法人市川学院市川高等学校があり、地域の産業人材の育成を担っている。

3. 情報環境

平成21年4月、全町にケーブルテレビが整備され、加入者はデジタル放送の視聴や災害時の緊急放送、インターネット等のサービスを受ける環境が整っており、都市部との情報格差は是正されている。空き工場へのインターネット通信販売会社の立地実績もあり、十分に整備されたITインフラ環境を活用した新たなビジネス展開など、情報化時代を勝ち抜くためのIT経営を展開することができる。

(産業構造)

神河町の産業は、兵庫県のほぼ中央に位置する地理的条件と国道312号や播但連絡道路が早くから整備され、姫路まで約30分、神戸空港まで約1時間半、関西国際空港まで約2時間と利便性の良い交通条件に支えられている。

神河町の産業構造は、RESASで付加価値額をみると全産業のうち製造業が27.8%を占めている。中でも窯業・土石製品製造業や木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業が大きなウェイトを占めている。従業員数では、飲料製造業や食品製品製造業、パルプ・紙・紙加工製造業の割合が多くなっているが、売上高は付加価値額とほぼ同じ業種の割合が高くなっている。

他方で非製造業の付加価値額については、卸売業・小売業18.0%、建設業17.7%、運輸業・郵便業10.2%、医療・福祉9.4%、サービス業5.7%の順になっている。また、物流関連となる運輸・郵便業の従業者数は全産業の11.8%で、事業所単位でみると道路貨物運送業32.4%と倉庫業9.0%を合わせると41.4%を占めている。

平成27年農林業センサスによれば、神河町の農家数は968戸で、うち自給的農家が492戸、販売農家が476戸である。また、販売農家については、専業農家が87戸、第1種兼業農家が31戸、第2種兼業農家が358戸であり、経営規模別では、0.5ヘクタール未満は245戸、0.5～1.0ヘクタールは194戸、1.0～2.0ヘクタールは27戸、2.0～3.0ヘクタールは3戸、3.0ヘクタール以上は7戸となっている。農業経営体による販売目的の作物別作付面積は、水稲が269ヘクタールと最も多く、豆類は143ヘクタールと続いている。

神河町の観光客総入込数は約65万人前後で推移している。最も入込客数が多い施設は、宿泊やアウトドアなどが楽しめるレクリエーション施設「グリーンエコー笠形」で年間19万人を超えており、平成29年11月に道の駅「銀の馬車道・神河」がオープン、同年12月には峰山高原にスキー場「峰山高原リゾートWHITE PEAK」がオープンし、入込客数のさら

なる増加が期待されている。

(人口分布の状況)

神河町の人口は、平成 27 年現在 11,452 人（国勢調査）と、近年、減少傾向にある。世帯数は、平成 27 年現在 3,798 世帯（国勢調査）で減少傾向にあるものの、人口減少の割合と比較すると核家族化が進行していることがうかがえる。なお、町内に通勤・通学の流入者 1,425 人に対し、町外へ通勤・通学する流出者は 3,136 人となり昼間人口は 9,741 人で、昼夜間人口比率は 85.06%と流出超過となっている。

平成 27 年の就業状態（国勢調査）をみると、全就業者 5,374 人のうち、第一次産業就業者が 241 人（4.5%）、第二次産業就業者が 1,776 人（33.0%）、第三次産業就業者が 3,357 人（62.5%）となっており、第一次産業への従事者数は平成 22 年に比べると増加しているが、これは定年帰農の影響である。また、第二次産業への就業割合は減少傾向であるのに対し、第三次産業への就業割合は増加してきている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

神河町の製造業は、RESAS で売上高をみると全体の 37.3%を占め、また付加価値額でも神河町の 27.8%は全国の 23.1%と比較しても割合が高く、経済や雇用を牽引する産業となっている。

特に、神河町の清流など自然の恵みで育てられる農作物を使用した食料品製造業や、豊富な水資源を利用した飲料製造業は、環境にやさしく地域が受け入れ易いため、町のリーディング産業に位置付けられていることから、食料品製造業及び飲料製造業を成長分野として幅広く支援し、地域経済の持続可能性を高めていく。これら製造業を発展させるには、材料や製品などを輸送し地域内外を結びつける物流事業も不可欠であることから、中国縦貫自動車道、山陽自動車道、姫路バイパス・阪神高速道路へとつながる播但連絡道路や国道 312 号のほか、JR 播但線が町中心部を南北に縦断するなど、兵庫県のほぼ中央に位置し交通の要衝であるという神河町の利点を生かし、物流産業の活性化についても積極的に取り組むこととする。

また、神河町では米・柚子・自然薯・お茶等の特産物となる農林産物の栽培加工に加えて、それらの付加価値を高める取り組みとして椎茸栽培による廃菌床など農林産物の生産過程で発生する廃棄物等を堆肥化することで循環型農業を進めており、このような農林産物のブランド化と農業分野における雇用創出を図り、地場産業の稼ぐ力を強化する。

観光分野では、NHK 大河ドラマや映画のロケ地として有名な峰山・砥峰高原、播磨富士で名高い笠形山など自然の眺望を楽しめる絶景スポット、日本遺産の認定を受けた「銀の馬車道」や福本陣屋跡など歴史文化の観光エリアの他、平成 29 年に国内で 14 年ぶりにオープンしたスキー場「峰山高原リゾート WHITE PEAK」等の観光施設を活用し、高齢者から若者、家族連れまで多様な層の観光客やインバウンドの誘致を図ることで特産品販売や雇用拡大により経済効果を増進させる。

(2) 経済的効果の目標

- ・ 1 件あたり 5,380 万円の付加価値を創出する地域経済牽引事業を 4 件創出し、1.5 倍の波及効果を与え 330 百万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・ 330 百万円は、RESAS でみた全付加価値額 (64 億円) の約 5.2%、同じく RESAS でみると製造業の付加価値 (17 億 7 千万円) の約 18.6%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・ また、KPI として、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	330 百万円	

(算定根拠)

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済事業の新規事業件数	—	4 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の (1) ~ (3) の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、5,380 万円 (兵庫県の 1 事業所あたり平均付加価値額 (経済センサス活動調査 (平成 28 年)) を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・ 促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で 7%以上増加すること。
- ・ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 1%以上増加すること。
- ・ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 3%以上増加すること。

なお、(2)、(3) については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定し

ており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

なお、本区域については、市街化調整区域及び遊休地は存在しない。

【重点促進区域】

神河町大字山田字中筋（なかすじ）、字大瀬（おおぜ）

神河町大字中村字御庵（おあん）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は約 13.5 ヘクタール（一部宅地含む）であり、区域全体が都市計画区域外で農用地区域となっている。

本区域は、町域の中東部に位置し、兵庫・神崎工業団地まで 1.2km、飲料製造業者の工場まで 3.3km、播但連絡道路「神崎南ランプ」まで 3.2km とアクセスが容易である。付近には住宅がなく兵庫・神崎工業団地へのアクセスルートと重なっているため、地域住民の理解も得られ易く大型車両通行による騒音や交通対策など環境面も十分整備されている。神河町のほぼ中心に位置することから通勤の利便性も良く兼業農家の就業の場になることが期待されるなど他地域にはない潜在的な強みがあることから、本区域を地域経済牽引事業の誘致を重点的に進めるための重点促進区域に設定する。

また、本区域は、農用地区域であるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

（関連計画における記載等）

神河町では第一次神河町長期総合基本計画において、本区域を含む町内全域を対象に工場適地を指定して積極的に企業誘致を進めると記載している。神河町 20,223 ヘクタールのうち可住地面積は 2,591 ヘクタールで総面積の 12.8%で、その内の 64.5%が住宅や公共用地、道路、河川などで、残りの約 35.5%、920.1 ヘクタールが農用地である。

また、当町の土地利用関係の計画は神河町農業振興地域整備計画のみであり、当該計画においても、現況農用地区域の設定方針を定める一方、農業従事者のための安定的な就業の促進目標として、「過疎からの脱却のためにも、既存企業の育成と利便性の高い山麓地域を造成し、優良企業を誘致することによって、兼業従事者の安定的な就業の促進と若年労働者の流出を防ぎ、また、農業生産基盤の整備を進めるとともに観光農業の推進によって、農業従事者が農業活動を充分に行いながら生活の安定を図ることが出来るような農業構造の確立に努める。」としており、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにするなど一定の要件を満たす必要はあるが、農振農用地区域の除外手続きを行うことで産業立地を可能としている。

そのため、当該重点促進区域における地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業につ

いては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

(地図)



(2) 区域設定の理由

神河町では「兵庫・神崎工業団地」(平成9年造成)については平成22年に全て完売し、既に操業が開始されており、その他農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき造成された工場適地もなく工場等を立地できる土地は残っていない。

また、神河町内の農業振興地域のうち農用地区域外の地域は、集落区域内に介在する住宅等に近接しており、事業規模に見合う用地を確保することは困難であり、その他区域では商業地又は医療関連施設が立地し、周辺は集落や農業用倉庫、ほ場整備された農地以外は小規模に点在した遊休地、若しくは大部分が急峻な山林であり、拡張の余地はなく事業規模となる2ヘクタール以上の土地の確保は困難である。

こうした中、旧企業立地促進法に基づく基本計画では神河町全域を産業集積区域と位置付けており、神河町農業振興地域整備計画書においても「利便性の高い山麓地域を造成し、優良企業を誘致することによって、兼業従事者の安定的な就業の促進と若年労働者の流出を防ぐ」と記載があるように、地域経済牽引事業の誘致が農業従事者の雇用の場に繋がるなど町全域に好循環をもたらすことが見込まれることから重点促進区域の設定が必要である。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

設定する区域は、2018年8月1日現在における地番により、下記のとおり定める。

神河町山田字大瀬 241番・242番1・242番2・243番・244番1・244番2

神河町中村字御庵 607番1・608番1・609番・610番1・610番2・615番・616番・617番・618番・619番・620番・621番・622番

※ 神河町中村字御庵 622 番以外は農用地区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①神河町の水資源を活用した飲料製造業や食料品製造業等の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②神河町的高速道路インターチェンジ等のインフラを活用した物流分野
- ③神河町の米や野菜、椎茸、果樹等の特産物を活かした農林産分野
- ④神河町の峰山・砥峰高原、笠形山・千ヶ峰の県立自然公園や日本遺産認定の銀の馬車道等の地域資源を活用した観光分野

(2) 選定の理由

- ①神河町の水資源を活用した飲料製造業や食料品製造業等の集積を活用した成長ものづくり分野

神河町では 1000m 級の千町ヶ峰や千ヶ峰、暁晴山を始め関西有数の高原地帯となる峰山・砥峰高原など 9 割を山林が占めており、それら山々から流れ出る清流など自然の恵みで育てられる農作物を使用した食料品製造業や豊富な水資源を利用した飲料製造関連企業が立地しており、近年ではそれら地域資源の利用を目的とした食料品、飲料製造業からの引き合いが多い。

飲料製造業では清涼飲料販売メーカーのキンキサイン株式会社があり、市川や越知川付近から日量 1500 t の地下水を汲み上げ、月 75 万ケースのペットボトル飲料を生産している。近年は自社製品から大手ブランドメーカーの OEM 生産による設備強化が図られ製造ラインの増設が進んでいる。

また、食料品製造業では第三セクターである株式会社神崎フードが地域産の米や野菜など農産物を利用した観光地特産弁当の製造販売を行うなど、地域に根ざした商品開発に取り組んでいる。

RESAS によると、神河町における飲料・たばこ・飼料製造業は、従業員数でみた場合 19% で最も高く、次いで食料品製造業 16% と併せると 35% で製造業の 3 割以上を占める産業である。平成 26 年工業統計調査では、飲料・たばこ・飼料製造業は町内で最も高い付加価値額 185, 629 万円で食料品製造業を併せると付加価値額 188, 297 万円と大きな稼ぐ力をもった分野である。

また、RESAS による製造業設備投資額でみると県内の食料品製造業、飲料製造業は 618. 44 億円と他の製造業と比較して 3 番目に高く、付加価値額順でみた特化係数も 1. 19 と高い数値を示していることから神河町にとって強みのある産業と言える。

神河町では「企業誘致及び雇用促進条例」による「工場等設置奨励金」や「雇用促進奨励金」などの支援を行っており、また「神河町地域創生総合戦略」（平成 27 年 10 月策定）においても、兵庫県産業立地条例による企業誘致施策の推進や企業誘致に向けた情報発信と町有地の提供、税制面での措置などにより新たな企業立地を誘導して雇用の創出を図ることを掲げている。

このように豊富な水資源等を利用した飲料製造業や食料品製造業等の集積を活用し、特性のある産業を育て、成長性の高い産業へ発展させることで、成長ものづくり分野のさらなる高度化を図っていく。

②神河町的高速道路インターチェンジ等のインフラを活用した物流分野

神河町は古くから但馬と播磨の国境の宿場町として栄え、明治以降政府の直轄運営鉱山となった生野銀山から採掘された銀を飾磨港まで運搬するための産業道路がいち早く整備された。以後、国道 312 号や JR 播但線の整備により南北の交通アクセスが充実し、中国縦貫自動車道や山陽自動車道、姫路バイパス・阪神高速へとつながる地域高規格道路である播但連絡道路が、舞鶴若狭自動車道へと繋がる北近畿豊岡自動車道との連絡により北陸自動車道までの広域なアクセスが実現した。これらの交通インフラ整備により、神河町は近畿圏から中国地方までのほぼ中心に位置する地理的条件から物流拠点となり得る優位な条件にある。

また、神河町は洪積層である 6,500 万年以上前の生野層群等の岩盤からなる硬い地質で覆われた地震に強い地域であり、神河町を流れる河川は二級水系市川の支流で、住宅地等の平地の大部分は河川水位より高いところにあるため洪水被害を受けにくいなど、災害に強い地域性であることも物流拠点としての強みと言える。

平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査による交通量で見ると、国道 312 号の神河町と市川町の境界地点では 10,765 台/日(平成 22 年度比較 1.13%増)、同じく国道 312 号の神河町と朝来市の境界地点では 6,409 台/日、播但連絡道路の神崎北ランプから神崎南ランプ間では 5,664 台/日の交通量からも生活や産業、観光等多く利用されている。

RESAS の分析を見ると、神河町における運輸業・郵便業は、従業員数でみた場合 11.8%と建設業を除く産業の中で、製造業、卸売業・小売業に次いで 3 番目に高く、神河町で平成 27 年と平成 30 年に大十株式会社が新たな物流倉庫の操業を開始するなど立地率の高い産業である。

また、付加価値額においても運輸業・郵便業は 650 百万円と全体の 10.2%と建設業を除く産業の中で、製造業、卸売業・小売業に次いで 3 番目に高く、神河町では成長産業のひとつと言える。

「神河町地域創生総合戦略」では、このように恵まれた交通環境にある立地条件等を活かして企業誘致を推進することを掲げており、神河町では土地情報の収集や情報発信、また事業者からの事業環境の提案に対応するためのワンストップ窓口となり、進出意向のある企業に対し支援しており、飲料製造業であるキンキサイン株式会社と業務連携している大十株式会社からの新たな倉庫の適地紹介の問い合わせもある。

このように、物流業の需要は非常に高いことから、より一層町内飲料製造業や食料品製造業等の製造業集積と一体となる交通インフラを活用することにより、物流分野の誘致を図っていく。

③神河町の米や野菜、椎茸、果樹等の特産物を活かした農林産分野

神河町では農林業が基幹産業として主に米作りを中心に発展し、近年では麦や大豆、小豆等への転作、その他特産物である柚子やブルーベリー、自然薯、シャインマスカット等のぶどう栽培が盛んに行われている。特に柚子は年間 60t から 80t を収穫し、ジ

ヤムやジュース、柚子酒に加工している他、「子どもの夢を叶える事業」により町内中学生のアイディアで商品化したスキントリートメントやボディソープがある。また、ふるさと返礼品では米、シャインマスカットや瀬戸ジャイアンツ等のぶどう、味噌、自然薯を加工した「自然薯だしとろろ」の順で人気が高い。

RESASで見ると、神河町における農業産出額は農業全体で69千万円であり、その内、米が38千万円で全体の55%と最も高く、次に豆類の26%、野菜の11%に続き、果樹や麦が各1%の産出額となっており、これらの5品目で全体の94%を占めている。また、財務省貿易統計による「平成29年農林水産物・食品の輸出実績」では、金額ベースで見ると米は前年比22.0%増、小麦粉も前年比5.4%増、農林水産物全体では輸出金額で前年比7.6%増と農産物の輸出も年々拡大しており、特に米の産出額が高い神河町では強みのある分野と言える。

「神河町地域創生総合戦略」では、地場産業・6次産業化の育成支援と地域ブランドを創出するとしており、町内資源を活用した「ブランド開発支援補助金」による特産品の開発支援や、にんにくや生姜等の新たなブランド野菜の栽培普及と販売支援、人参やトマトなど糖度や味覚に拘った野菜作りやジュース等への加工による商品開発など6次産業の推進と競争力の強化を図っている。

また、神河町では廃棄物の堆肥化による循環型農業の取り組みを椎茸の菌床栽培導入で進めている。神河町の椎茸栽培は農家単位の小規模な原木栽培であり、これを生産効率と収益性の高いハウスによる菌床栽培を導入させることで農家の新たな収入源を確保し、更にそこから発生する廃菌床の堆肥利用により安心・安全な有機野菜を栽培することで循環型農業の確立を図る。神河町ではこの椎茸菌床の製造工場誘致に向けた農業用貸工場整備事業を進めており、総事業費3億円の予算化により平成30年度からの2ヵ年で用地造成と施設整備を計画している。このように、春から秋にかけて廃菌床堆肥による有機ブランド野菜を栽培し、冬期には神河町特産椎茸を栽培することで年間を通じた農業収益を確保させ、更に椎茸栽培を障害者雇用に繋げていくなどして新たな農業モデルの構築を目指す。

このように、栽培技術が確立している米や野菜の他、椎茸等の林産物、果樹など土壌や気候などの環境に適した新たな地域ブランド野菜等の神河町の特産物を活用した農林産分野の立地を支援することで、稼ぐ力を強化する。

④神河町の峰山・砥峰高原、笠形山・千ヶ峰の県立自然公園や日本遺産認定の銀の馬車道等の地域資源を活用した観光分野

峰山高原はレクリエーション施設として早くから宿泊施設やキャンプ場等が整備され、平成17年に峰山高原ホテル「リラクシア」がオープン、平成29年12月に国内では14年ぶりにスキー場「峰山高原リゾート WHITE PEAK」がオープンした。砥峰高原は日本有数のススキの大群生地、ススキの大草原を維持管理することを目的に山焼きを毎年4月に行っている。また、近年では映画「ノルウェイの森」やNHK大河ドラマ「軍師官兵衛」のロケ地などで知られている。

RESASの観光施設目的地分析による2016年の1年間における自動車利用の平日・休日を合計すると、砥峰高原1,462回、峰山高原ホテル901回、グリーンエコー笠形685回、新田ふるさと村431回と人気度はゴルフ場以外での町内全観光施設の上位4位までに入っており、外国人地域別滞在分析では昼間における兵庫県の滞在者数は全国第10

位で、県の中心部に位置する神河町は観光地巡りの立ち寄り客も多い。

峰山高原のホテル利用者数は平成 19 年度に 17,190 人／年であったが、平成 29 年度に 24,477 人／年が利用、スキー場がオープンした平成 29 年 12 月から平成 30 年 3 月までの間で 56,784 人の入込客があった。笠形山登山口のレクリエーション施設「グリーンエコー笠形」は、平成 29 年度 191,633 人／年で前年比 7.7%増加、また 2 つある千ヶ峰登山コースの内、水谷コース登山口付近の総合アウトドア施設「新田ふるさと村」では平成 29 年度 28,507 人／年の入込客があり、神河町全体の観光施設で 704,938 人／年で前年比 11.1%増の入込客数となっている。

また、明延鉱山等から生野鉱山までの「鉱石の道」と生野鉱山から飾磨港までを結ぶ馬車道専用道路「銀の馬車道」が日本遺産の認定を受けたことで、その沿線に点在する既存の観光スポットに新たな付加価値が加えられ、これまで個々であったものが同じ歴史的ストーリーや価値観を持ったひとつの魅力ある観光エリアに位置付けられた。関係市町とともに銀の馬車道沿線にある往時のままの風景や歴史的建造物等の観光資源を一体的、戦略的に国内外に情報発信するため、インバウンドにも対応した専用サイトを立ち上げるなど、連携した取り組みを進めている。

また、神河町は伝統的木造建築の維持と歴史的まちなみの景観形成を目的として古民家改修の助成制度を設けている。この制度の活用を促すことで馬車道沿道の景観保全を促進させ、歴史的景観形成地区に指定されたエリアの道路美装化事業と合わせ馬車道の魅力向上に務めている。更に神河町には現存する唯一の馬車道を見ることができる観光スポットを保有しているという強みがあり、この馬車道と隣接しているため池周辺の修景整備も計画している。この馬車道散策エリア付近に整備された道の駅「銀の馬車道かみかわ」では、地域で取れた野菜や特産品が購入できる集客施設として月平均 13,046 人の入込客がある。

神河町では地域資源を活用した観光施設への年間観光入込客数を 30 万人増加させ、5 億円の経済効果を見込んでいるところであり、他地域にはない特色ある自然環境や日本遺産に認定された歴史的、文化的なストーリーを共有し広域連携を図ることで相乗効果が期待できるという強みを活かし、観光関連産業の振興を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かし、成長ものづくり分野や物流分野、農林産分野、観光分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 固定資産税の減免制度

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で固定資産税を減税する。

② 地方創生関係施策

平成 31 年度以降、地方創生推進交付金を活用し、①神河町の水資源を活用した飲料

製造業や食料品製造業等の集積を活用した成長ものづくり分野、②神河町の高速度道路インターチェンジ等のインフラを活用した物流分野、③神河町の米や野菜、椎茸、果樹等の特産物を活かした農林産分野、④神河町の千ヶ峰・峰山、砥峰高原等の風景や日本遺産認定の銀の馬車道等の観光資源を活用した観光分野における設備投資支援等による事業環境整備や販路開拓の強化等の支援を実施する予定である。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

- ① 神河町は町全域にわたって、インターネットの光ファイバー敷設を進めており、高速大容量の情報処理を行う環境にある。この環境をフルに生かし、町ホームページ等で企業のマッチングに向けた情報等の公開など、各種支援策を発信していく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

- ① 兵庫県産業労働部内及び神河町ひと・まち・みらい課が事業者からの事業環境の提案に対応するためのワンストップ窓口となり、兵庫県及び神河町が連携して対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 企業誘致活動の推進

兵庫県及びひょうご・神戸投資サポートセンターと連携し、立地情報の収集と企業訪問等による神河町のPR活動に努める。

② 企業誘致及び雇用促進奨励金による措置

神河町内の産業経済の振興及び雇用の促進を図るため、神河町の指定地区に工場等を新設する場合で一定の要件を満たす事業者に対して、工場等の建物及び償却資産、敷地に対して課税する固定資産税相当額を奨励金として5年間交付する。また、新規雇用者1人につき10万円（上限600万円）を1事業所につき1回交付することで、地域を牽引する事業者を支援する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成30年度	平成31年度～34年度	平成35年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 固定資産税の減免措置の創設	検討	平成31年度議会に条例案提出・審議 その後 課税免除	課税免除
② 地方創生交付金の活用	検討	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① 支援施策の情報発信	神河町ホームページから、各種支援策を発信する。	神河町ホームページから、各種支援策を発信する。	神河町ホームページから、各種支援策を発信する。
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			

①相談窓口での対応	随時	随時	随時
【その他】			
①企業誘致活動の推進	随時	随時	随時
②企業誘致及び雇用促進奨励金による措置	随時	随時	随時

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の推進に当たっては、ひょうご・神戸投資サポートセンター及び神河町商工会等の支援機関、町内金融機関など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮して支援の効果を最大限高める必要がある。このため、神河町及び兵庫県では、これら支援機関の多数を含んだ連携支援計画の作成が行われることを目標として、関係支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① ひょうご・神戸投資サポートセンター

進出意向のある企業に対して町内事業用地の情報を提供し、神河町と事業者双方の意向を調整し、企業立地の確定までのサポートを行う。

② 神河町商工会

町内商工業者の振興と経済発展を図るため、「創業支援事業計画」に基づく創業セミナーの窓口を担う他、既存産業の金融、税務、労務に関する相談、融資の斡旋、指導等を行うなど地元企業に密着した経営改善、経営革新等の総合的な支援を行う。

③ 町内金融機関（但陽信用金庫、株式会社但馬銀行）

事業者の立地や投資に関する情報交換を神河町と行い、事業者への事業用地や支援施策情報等を提供することでスムーズな事業化を支援する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めさらに、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専

門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

1 安全な住民生活の確保

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないようにするため、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

① 防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、防犯カメラ、街路灯等を設置する。道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

② 事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

③ 防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

④ 警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

⑤ 地域住民等と連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯を整備した自主防犯活動自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

⑥ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

また、地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、所轄の警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出

入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、所轄の警察署等と連携をはかりながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

2 地域犯罪抑止力の向上

神河町では、地域の犯罪抑止力を高めていくため、子供の登下校時を見守るために各学校に配置されているスクールガードや住民主体の地域での防犯活動組織と警察署・学校等関係機関と連携を深め、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて広報誌や防災行政無線等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

(3) その他

1 PDCA体制の整備

神河町地域産業活性化協議会を年に1回程度開催し、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証と当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(農地及び市街化調整区域の範囲)

神河町全域が都市計画区域外であり市街化調整区域は存在しないが、次のとおり農地が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

(農地・農用地区域) 神河町山田字中筋 147 番・151 番・154 番・167 番・170 番・171 番
172 番 1・172 番 2・173 番
神河町山田字大瀬 225 番 1・231 番・235 番 1・236 番 1・237 番 1
238 番・239 番 1・240 番 1・241 番・242 番 1・242 番 2・243 番・244 番 1
244 番 2・245 番 1・246 番 1
神河町中村字御庵 545 番・551 番・552 番 1・572 番・577 番 1・577 番 2
578 番 1・579 番 1・581 番・582 番・584 番 1・586 番 1・588 番 1・592 番
605 番 1・607 番 1・608 番 1・609 番・610 番 1・610 番 2・615 番・616 番
617 番・618 番・619 番・620 番・621 番・639 番・641 番

(地区内における公共施設整備の状況)

本区域の周辺においては、区域に近接して兵庫県道 8 号加美・宍粟線が整備され、国道 312 号に接続しており播但自動車道路へのアクセスも容易である。

本区域への進入道路については、幅員約10mの兵庫県道8号加美・宍粟線と幅員約7.3mの町道東山3号線の2辺から進入可能で、電力供給は6,600Vの高圧配電線その他、本区域から約200mの位置に変電所が整備されている。工業用水や都市ガス等のインフラは未整備であるが、家庭用・事業所用の上水道及び下水道は隣接道路まで敷設済で、接続工事等の公共施設整備は地域経済牽引事業を実施する事業者が行うものとする。

(地区内の遊休地等の状況)

重点促進区域の区域内においては、遊休地等は存在しない。

(他計画との調和等)

神河町では、「神河町の水資源を活用した飲料製造業や食料品製造業等の集積を活用した成長ものづくり分野」「神河町的高速道路インターチェンジ等のインフラを活用した物流分野」「神河町の米や野菜、椎茸、果樹等の特産物を活かした農林産分野」「神河町の千ヶ峰・峰山、砥峰高原等の風景や日本遺産認定の銀の馬車道等の観光資源を活用した観光分野」を本基本計画に位置付けている。一方で、神河町内の兵庫・神崎工業団地は全て完売し、立地事業者により操業が行われている。

また、神河町内の農業振興地域のうち農用地区域外の区域は集落区域内に介在する農用地で住宅等が近接しており、事業規模に見合う用地を確保することは困難であり、その他区域では商業地又は医療関連施設が立地し、周辺は集落や農業用倉庫、ほ場整備された農地の他は大部分が比較的急峻な山林であり、拡張の余地はなく事業規模に見合う土地の確保は困難であるため、土地利用調整区域として設定する必要がある。

旧企業立地促進法に基づく基本計画では神河町全域を集積区域と位置付けており、神河町農業振興地域整備計画書においても「利便性の高い山麓地域を造成し、優良企業を誘致することによって、兼業従事者の安定的な就業の促進と若年労働者の流出を防ぐ」と記載があるように、地域の土地利用の状況を踏まえ、農地と他の土地利用との秩序化を進め、農地の有効利用を図っていく。

なお、当該区域は農用地区域の縁辺部に位置し、農用地区域外の山林や県道、町道に囲まれた土地であるため、農用地の集団性を阻害するものではなく、農業振興地域の土地の効率的かつ総合的な土地利用に支障を及ぼす恐れはない。

こうしたことから、当該区域において、地域の農産物等を活用した食料品製造業、飲料製造業等の産業や付随する物流倉庫の集積を行うことは、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業の用に供されるものであり、これらの方針と調和したものである。

このため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、農業振興地域整備計画との調和を図っていくものとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、上記(1)を踏まえて設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、或いは立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、神河町が土地利用調整区域を設定する際に下記の方針により土地利用調整を行

うこととする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域においては、農用地区域外での開発を優先するが、広く農用地区域を含んでおり、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討することとする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本区域には集団的な農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集団的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じないこと、小規模の開発がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生ずることがないようにすることなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。

また、本区域において、今後、農業用排水施設の更新事業が実施される場合でも、当該事業の受益地において開発が行われることを避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。やむを得ず当該事業の受益地となる可能性のある土地を土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、当該事業の担当部局と調整を行うこととする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において飲料製造業や食料品製造業等の産業及び高速道路インターチェンジ等の交通インフラを活用した物流関連産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

本区域においては、ほ場整備事業の実施は完了しているが、今後、当該事業の対象農地になった場合も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

本区域において、土地改良法（昭和24年法律第195号）87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても、土地利用調整区域に含めないこととする。上記①から③までの考え方にに基づきやむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこととする。加えて、農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先することとする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、区域全体が都市計画区域外にある農用地区域となつて

おり、市街化調整区域は存在しない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成35年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。